

幼児教育・保育の無償化

— 事務の手引き —

子ども・子育て支援新制度移行幼稚園
認定こども園

Ver.5

令和8年7月改正

習志野市こども部こども保育課

【幼児教育・保育の無償化について】

令和元年10月に開始された「幼児教育・保育の無償化」において、幼稚園、保育所、認定こども園等に在園する満3歳児～5歳児クラスのこどもたち、住民税非課税世帯の0歳児～2歳児クラスのこどもたちの月々の保育料等の一部が無償化されました。

給付事務としては、(1)保育料・入園料、(2)預かり保育料・一時保育料、(3)給食費(食材料費)の3つがあります。

詳しくは以下のとおりです。

(1)保育料・入園料の無償化

1. 対象児童

・新制度移行幼稚園、認定こども園(以下、「新制度移行幼稚園等」という。)に在園または、満3歳児クラスに就園する、教育・保育給付認定(1号認定 教育標準時間認定)を受けている子ども

※満3歳児については、3歳児のクラスに編入する等、年間39週相当(週5日)の保育を実施している場合に対象となる。(未就園児保育・プレ保育など、週5日未満の保育を受けている園児は対象外)

2. 補助額

全額無償

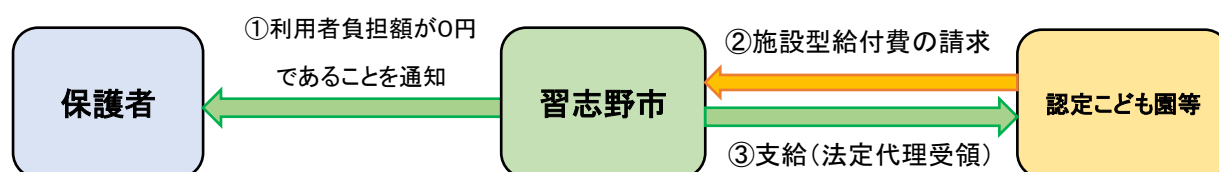
※子ども・子育て支援法施行規則第28条の16に規定された特定費用

(物品購入費、行事参加費、食材料費、通園送迎費、記念写真代・保護者会費等)

については補助対象外経費のため、保護者の負担となります。

3. 給付方法

請求・給付の流れは以下のとおりです。



4. 提出様式

基本的に、施設が在籍する市区町村で使用している施設型給付費等の請求書を用いてご請求いただきます。

請求書の宛名を「習志野市長」に変更し、習志野市の教育・保育給付認定を受けているこどもの利用者負担額(保育料等)をご請求ください。

※在籍する市区町村の様式がない場合、使用が難しい場合等については、習志野市の様式で請求することも可能です。

5. 請求・支給スケジュール

基本的に、毎月概算払い請求をご提出いただき、翌年度4月以降に1年間分の年度末精算を行います。

詳しくは以下のとおりです。

(例)4月分の請求・支給の場合

概算払い請求	支払目安	実績報告・精算目安
4月1日以降(4月上旬)	4月下旬～5月上旬	翌年度4月以降 期限:未定(遅くて5月上旬)

※あくまでも予定ですので、必ず上記のとおりとは限りません。

提出書類の不備・不足等により、支払が遅れる可能性があります。

提出期限等については、案内時に正確な期日を通知いたします。

6. 年度途中での入退園や休園等の対応

年度途中での入退園等が発生した場合の対応は、以下のとおりです。

移動時期	事由				
	①入園	②退園	③転入	④転出	⑤休園
年度途中 (月途中を除く)	入園月より支給	退園月まで支給	転入月より支給	転出月まで支給	休園月まで支給
月途中	入園月:入園日から の日割で算出した 額を支給 翌月以降:通常通り	退園月:退園日まで の日割で算出した 額を支給	転入月:転入日から の日割で算出した 額を支給 翌月以降:通常通り	転出月:転出日まで の日割で算出した 額を支給 翌月以降:通常通り	休園月:休園日まで の日割で算出した 額を支給

(2) 預かり保育料・一時保育料の無償化

1. 対象児童

預かり保育料 ・幼稚園またはこども園に在園する、施設等利用給付認定(新2号認定)を受けているこども

一時保育料 ・施設に在園しておらず施設等利用給付認定(新2号認定)を受けているこども
・施設等利用給付認定(新3号認定)を受けているこども

2. 補助上限額 (令和8年度)

事由	補助上限額	
	3～5歳児クラス	0～2歳児クラス
①預かり保育のみ利用または 預かり保育と一時保育を併 用した場合	4～9月分: 月11,300円 10～3月分: 月12,300円	4～9月分: 月16,300円 10～3月分: 月17,700円
②施設に在園しておらず、一時 保育のみ利用した場合	4～9月分: 月37,000円 10～3月分: 月40,300円	4～9月分: 月42,000円 10～3月分: 月45,700円

・預かり保育料については、1日の上限額が450円と設定されています。

なお、令和8年10月分より、1日の上限額が490円になります。

・預かり保育にかかるおやつ代は無償化の対象外になります。

★預かり保育と一時保育を併用した場合について

在園している施設が

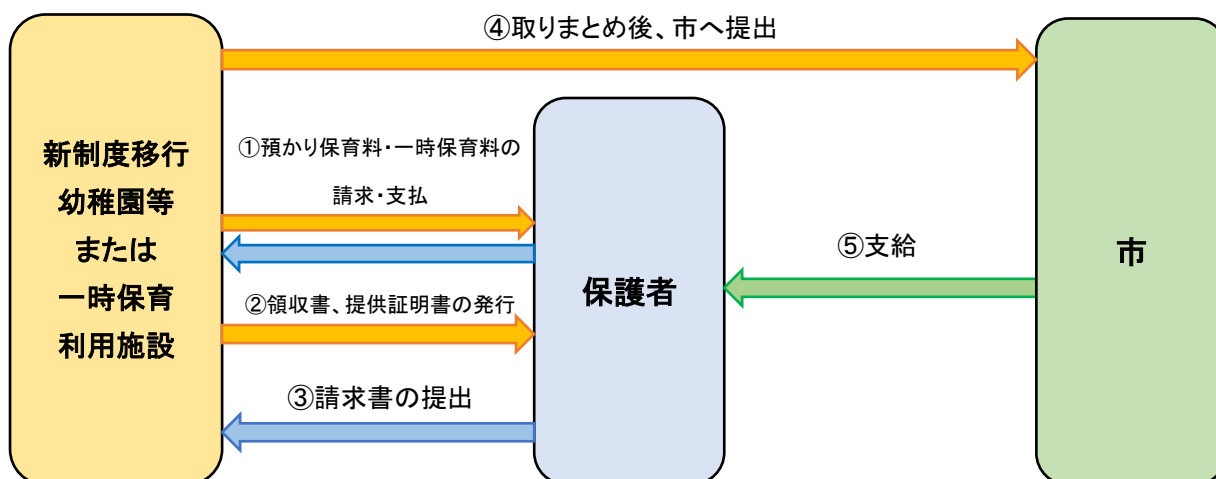
- ・預かり保育を年200日実施していない施設
- ・平日の教育時間と預かり保育合計が8時間未満の施設

のいずれかに該当する場合、在園施設で利用した預かり保育のほか、別の施設で一時保育を利用した際、事由①のうち、「預かり保育と一時保育を併用した場合」の該当となります。よって、上記該当者は、預かり保育料が上限金額に満たない場合、併用した一時保育料についても無償化の対象となります。

※一時保育については、別紙「特定子ども・子育て支援施設等一覧表」のうち、「一時預かり事業」に該当する施設を利用した場合に併用の対象となります。他施設を利用した場合は併用の対象外となりますので、ご注意ください。

※一時保育併用対象外施設に関わらず、保護者から「施設等利用費請求書(償還払い用)【参考様式その5】」(「4. 提出様式」のとおり)の提出があった場合、必ず一時保育利用料の記載がないかご確認をお願いします。

3. 給付方法



- ・支給については保育料と異なり、市が直接保護者の口座へ振り込む形となります。
- ・③、④については、上記図のとおり基本的に施設で請求書等を取りまとめて市へご提出いただいておりますが、保護者が直接市へ請求することも可能です。

4. 提出様式

預かり保育

- ①施設等利用費請求書(償還払い用)【参考様式その5、5-1認可外保育施設等併設なし】
- ②特定子ども・子育て支援提供に係る領収証兼提供証明書【参考様式その7、7-1】
- ③通帳の写し(初回・変更時のみ)
- ④委任状(請求者と口座名義人が異なる場合のみ)

一時保育

- ①施設等利用費請求書(償還払い用)【参考様式その5-4】
- ②特定子ども・子育て支援提供に係る領収証兼提供証明書【参考様式その7-4】
- ③通帳の写し(初回・変更時のみ)
- ④委任状(請求者と口座名義人が異なる場合のみ)

- ・①についてはいずれも両面印刷となっておりますので、片面刷りの用紙を2枚提出するのではなく、両面刷りの用紙1枚をご提出ください。
また、押印漏れや空欄がないよう、可能な範囲で施設での確認をお願いします。
- ・②については基本的に市の様式でご提出いただいておりますが、内容を網羅している場合は各施設独自の書式も可とします。

5. 請求・支給スケジュール

基本的に年4回、3ヶ月分まとめでの支給となります。

詳しい流れは以下のとおりです。

時期	請求	支払目安	市への提出目安
4月～6月分	7月1日以降 (7月上旬)	8月中旬～9月中旬	7月以降 期限:7月末頃
7月～9月分	10月1日以降 (10月上旬)	11月中旬～12月中旬	10月以降 期限:10月末頃
10～12月分	1月1日以降 (1月上旬)	2月中旬～3月中旬	1月以降 期限:1月末頃
1～3月分	翌年度4月1日以降 (4月上旬)	5月中旬～6月中旬	翌年度4月以降 期限:翌年度4月末頃

※支払目安はあくまでも予定ですので、必ず上記のとおりとは限りません。

提出書類の不備・不足等により、支払が遅れる可能性があります。

提出期限等については、案内時に正確な期日を通知いたします。

(3)給食費(食材料費)の無償化

1. 対象児童

新制度移行幼稚園等に在園する満3～5歳児のこどものうち、以下要件のいずれかに該当するこども

要件	認定区分	基準
年収360万円未満世帯	1号(新2号含む)	市区町村民税所得割額77,101円未満世帯
	2号	市区町村民税所得割額57,700円未満世帯
	2号 (低所得のひとり親世帯または 在宅障がい児のいる世帯)	市区町村民税所得割額77,101円未満世帯
第3子以降	1号(新2号含む)	小学校3学年終了前こどもの数で3人目以降
	2号	小学校就学前こどもの数で3人目以降
市町村民税を課されない者に準ずる者	1号・2号	①市町村の条例により市町村民税を免除された者 ②未婚の父母であることから、市町村民税の課税対象とならない者 ③生活保護法による被保護者と児童福祉法上の里親

2. 補助上限額

副食費 : 5,100円 主食費 : 1食35円

※給食提供にかかる人件費、光熱費、預かり保育のおやつ代等は対象外です。

※主食費の補助については、習志野市独自の補助制度となります。

※自園調理、外部搬入どちらでも構いません。(弁当持参は不可)

★食材料費免除対象者について

食材料費免除対象者は習志野市で把握しており、免除対象者へ通知するとともに、各施設へ免除対象者一覧を提供します。

(免除対象者一覧提供予定時期:8月末、3月末)

★食材料費の徴収額は、各施設において実際の給食の提供に要した材料費と勘案して定めることとされています。

施設で定める副食費が5,100円を上回る場合や、主食費が1食35円を上回る場合においては、極力徴収することを避ける(努力義務)ため、発注額と徴収額で乖離が大きくならないよう努めてください。

3. 給付方法

食材料費	請求・申請	給付額	備考
副食費	公定価格の「副食費徴収免除加算」にて毎月請求（施設型給付費）	1人5,100円 ※月額	
主食費 （習志野市独自）	習志野市運営費補助金「主食費徴収免除事業」にて申請	1食35円	<u>習志野市内の施設に限り免除対象</u> 管外施設は、施設が所在する市区町村に主食費の免除事業がないか確認する。

4. 請求・支給スケジュール

副食費および主食費の支給は、基本的に概算払いからの実績報告（精算）となります。
詳しい流れは以下のとおりです。

食材料費	概算払い請求・申請	支払目安	実績報告・精算目安
副食費 （保育料と同じ）	毎月1日以降 （4月分の請求の場合、4月1日以降）	請求書提出から 約1ヶ月以内	翌年度4月
主食費	第1期→7月～8月 第2期→10月～11月 （習志野市認定こども園運営費補助金交付申請書提出時）	申請書提出（書類の不備等がない状態）から 約1ヶ月以内	第1期→10月以降 第2期→翌年度4月 （習志野市認定こども園運営費補助金実績報告書提出時）

※支払目安はあくまでも予定ですので、必ず上記のとおりとは限りません。

提出書類の不備・不足等により、支払が遅れる可能性があります。

提出期限等については、案内時に正確な期日を通知いたします。

※補足事項

☆教育・保育給付認定の概要

認定	要件	給付の内容
1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの	教育標準時間
2号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育短時間 保育標準時間
3号認定	満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育短時間 保育標準時間

☆施設等利用給付認定の概要

認定	要件	給付の内容
新1号認定	満3歳以上の子供で幼稚園を利用する児童が受ける認定	保育料
新2号認定	3歳以上の子供で保育の必要性が認められた児童が受ける認定	預かり保育/ 一時保育
新3号認定	0～2歳児の子供で保育の必要性が認められたことに加え、住民税非課税世帯である児童が受ける認定	一時保育